

議案第53号

鳥取県理容師法施行条例及び鳥取県美容師法施行条例の一部改正について

次のとおり鳥取県理容師法施行条例及び鳥取県美容師法施行条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成21年2月19日

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県理容師法施行条例及び鳥取県美容師法施行条例の一部を改正する条例

（鳥取県理容師法施行条例の一部改正）

第1条 鳥取県理容師法施行条例（平成12年鳥取県条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下この条において「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下この条において「移動後条等」という。）が存在する場合には、当該移動条等

を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等（以下この条において「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び別表の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条等を除く。）に改める。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を削る。

改 正 後	改 正 前
(理容所以外の場所において業を行うことができる場合) 第2条 略 <u>(出張理容の届出等)</u> <u>第3条 出張理容（反復継続して理容所以外の場所において理容の業を行うことをいう。以下同じ。）については、それが行われる日の7日前までに、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める者が、規則で定めるところにより、そのために使用する設備及び用具を管理する場所その他必要な事項を知事に届け出なければならない。</u> <u>(1) 県内の理容所に所属する理容師が当該理容所の業務とし</u>	(理容所以外の場所において業を行うことができる場合) 第2条 略

て行う出張理容（以下「理容所出張理容」という。） 当該
理容所の開設者

(2) 理容所出張理容以外の出張理容 出張理容を行う理容師

2 前項の届出をした者は、出張理容を行うために使用する設備、用具等について知事の検査を受け、それらが法第9条の措置を講ずるに適する旨の確認を受けなければならない。

3 法第11条第1項の届出と理容所出張理容に係る第1項の届出とが同時に行われたときは、それらの届出に係る法第11条の2の検査及び確認と前項の検査及び確認も、原則として同時に行うものとする。

4 第1項の届出をした者は、当該届出に係る事項に変更を生じたとき、又は出張理容をやめたとき（第1項各号のいずれかに掲げる出張理容をやめて同項の他の号に掲げる出張理容のみを行うこととしたときを含む。以下同じ。）は、当該変更を生じ、又は出張理容をやめた日から7日以内に、規則で定めところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(出張理容の確認証)

第4条 知事は、前条第2項の確認をしたときは、当該確認を受

けた者に対し、その旨を証する書面を交付するものとする。この場合において、当該確認が理容所出張理容に係るものであるときは、それを行う理容師の数の当該書面を交付するものとする。

- 2 出張理容を行う理容師は、前項の規定により交付された書面を、それを行う際に客に提示しなければならない。

(出張理容の立入検査)

第5条 知事は、必要があると認めるときは、当該職員に、出張理容を行う理容師がそのために使用する設備、用具等を管理する場所、出張理容を行う場所等に立ち入り、法第9条の規定による措置の実施の状況を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(理容を行う場合の衛生措置)

(理容を行う場合の衛生措置)

第6条 法第9条第3号の条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

- (1) 作業中は、専用の作業衣を着用すること。
- (2) 客1人ごとの作業前には、手指を消毒薬で消毒し、又はせっけんで洗浄すること。
- (3) 出張理容を行う場合にあっては、前2号に掲げるもののほか、次に掲げるところによること。
 - ア 作業は、採光、照明及び換気が十分に行われ、かつ、床等が不浸透性材料（コンクリート、タイル等汚水等が浸透しないものをいう。）で築造されている場所又は不浸透性のシート等で覆われている場所で行うこと。
 - イ 理容器具その他の理容用資器材は、消毒済のものと使用済のものとを区分し、衛生的かつ安全に収納して携行すること。
 - ウ 外傷に対する救急処置に必要な薬品及び衛生資材を携行すること。

(理容所の確認証)

第7条 知事は、法第11条の2の確認をしたときは、当該理容所

第3条 法第9条第3号の条例で定める衛生上必要な措置は、別表のとおりとする。

の開設者に対し、その旨を証する書面を交付するものとする。

2 理容所の開設者は、前項の規定により交付された書面を、当該理容所に所属する理容師の理容師免許証又は理容師免許証明書の写しとともに、当該理容所内の見やすい場所に掲示しなければならない。

(理容所の衛生措置)

第8条 法第12条第4号の条例で定める衛生上必要な措置は、外傷に対する救急処置に必要な薬品及び衛生材料を備えておくこととする。

(確認証の再交付等)

第9条 第4条第1項又は第7条第1項に規定する書面（以下「確認証」という。）の交付を受けた者は、当該確認証を亡失し、又は汚損したときは、その再交付を受けなければならない。

2 理容所出張理容に係る確認証の交付を受けた者は、それを行う理容師を増員したときは、増員した理容師の数の確認証の追加交付を受け、減員したときは、減員した理容師の数の確認証を知事に返納しなければならない。

(理容所の衛生措置)

第4条 法第12条第4号の条例で定める衛生上必要な措置は、外傷に対する救急薬品等を備えておくこととする。

3 確認証の交付を受けた者は、確認証の記載事項に変更が生じたときは、その書換交付を受けることができる。

4 確認証の交付を受けた者は、出張理容をやめたとき、又は理容所を廃止したときは、確認証を知事に返納しなければならない。

(手数料の徴収)

第10条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1) 法第11条の2の規定による検査 1件につき16,000円

(2) 第3条第2項の規定による検査（同条第3項の規定により前号に掲げる検査と同時に行われるものを除く。） 1件につき13,200円

(3) 第9条第1項の規定による確認証の再交付、同条第2項の規定による追加交付又は同条第3項の規定による書換交付 1件につき1,700円

(手数料の減免)

第11条 知事は、特別の理由があると認めるときは、規則で定め

(手数料の徴収)

第5条 法第11条の2の規定による検査については、1件につき16,000円の手数料を徴収する。

るところにより、前条の手数料を減額し、又は免除することができる。

(規則への委任)

第12条 略

(罰則)

第13条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第3条第1項又は第4項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第5条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(規則への委任)

第6条 略

別表 (第2条関係)

- 1 作業中は、専用の作業衣を着用すること。
- 2 客1人ごとの作業前には、手指を消毒薬又はせっけんで洗浄すること。

(鳥取県美容師法施行条例の一部改正)

第2条 鳥取県美容師法施行条例（平成12年鳥取県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下この条において「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等（以下この条において「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び別表の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条等を除く。）に改める。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を削る。

改	正	後	改	正	前
(美容所以外の場所において業を行うことができる場合) 第2条 略	(出張美容の届出等) <u>第3条 出張美容（反復継続して美容所以外の場所において美容の業を行うことをいう。以下同じ。）については、それが行われる日の7日前までに、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号</u>		(美容所以外の場所において業を行うことができる場合) 第2条 略		

に定める者が、規則で定めるところにより、そのために使用する設備及び用具を管理する場所その他必要な事項を知事に届け出なければならない。

(1) 県内の美容所に所属する美容師が当該美容所の業務として行う出張美容（以下「美容所出張美容」という。） 当該美容所の開設者

(2) 美容所出張美容以外の出張美容 出張美容を行う美容師

2 前項の届出をした者は、出張美容を行うために使用する設備、用具等について知事の検査を受け、それらが法第8条の措置を講ずるに適する旨の確認を受けなければならない。

3 法第11条第1項の届出と美容所出張美容に係る第1項の届出とが同時に行われたときは、それらの届出に係る法第12条の検査及び確認と前項の検査及び確認も、原則として同時に行うこととする。

4 第1項の届出をした者は、当該届出に係る事項に変更を生じたとき、又は出張美容をやめたとき（第1項各号のいずれかに掲げる出張美容をやめて同項の他の号に掲げる出張美容のみを行うこととしたときを含む。以下同じ。）は、当該変更を生じ、又は出張美容をやめた日から7日以内に、規則で定めると

ころにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(出張美容の確認証)

第4条 知事は、前条第2項の確認をしたときは、当該確認を受けた者に対し、その旨を証する書面を交付するものとする。この場合において、当該確認が美容所出張美容に係るものであるときは、それを行う美容師の数の当該書面を交付するものとする。

2 出張美容を行う美容師は、前項の規定により交付された書面を、それを行う際に客に提示しなければならない。

(出張美容の立入検査)

第5条 知事は、必要があると認めるときは、当該職員に、出張美容師がそのために使用する設備、用具等を管理する場所、出張美容を行う場所等に立ち入り、法第8条の規定による措置の実施の状況を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(美容を行う場合の衛生措置)

第6条 法第8条第3号の条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

- (1) 作業中は、専用の作業衣を着用すること。
- (2) 客1人ごとの作業前には、手指を消毒薬で消毒し、又はせっけんで洗浄すること。
- (3) 出張美容を行う場合にあっては、前2号に掲げるもののほか、次に掲げるところによること。
 - ア 作業は、採光、照明及び換気が十分に行われ、かつ、床等が不浸透性材料（コンクリート、タイル等汚水等が浸透しないものをいう。）で築造されている場所又は不浸透性のシート等で覆われている場所で行うこと。
 - イ 美容器具その他の美容用資器材は、消毒済のものと使用済のものとを区分し、衛生的かつ安全に収納して携行すること。
 - ウ 外傷に対する救急処置に必要な薬品及び衛生資材を携行

(美容を行う場合の衛生措置)

第3条 法第8条第3号の条例で定める衛生上必要な措置は、別表のとおりとする。

すること。

(美容所の確認証)

第7条 知事は、法第12条の確認をしたときは、当該美容所の開設者に対し、その旨を証する書面を交付するものとする。

2 美容所の開設者は、前項の規定により交付された書面を、当該美容所に所属する美容師の美容師免許証又は美容師免許証明書の写しとともに、当該美容所内の見やすい場所に掲示しなければならない。

(美容所の衛生措置)

第8条 法第13条第4号の条例で定める衛生上必要な措置は、外傷に対する救急処置に必要な薬品及び衛生材料を備えておくこととする。

(確認証の再交付等)

第9条 第4条第1項又は第7条第1項に規定する書面（以下「確認証」という。）の交付を受けた者は、当該確認証を亡失し、又は汚損したときは、その再交付を受けなければならない。

(美容所の衛生措置)

第4条 法第13条第4号の条例で定める衛生上必要な措置は、外傷に対する救急薬品等を備えておくこととする。

- 2 美容所出張美容に係る確認証の交付を受けた者は、それを行う美容師を増員したときは、増員した美容師の数の確認証の追加交付を受け、減員したときは、減員した美容師の数の確認証を知事に返納しなければならない。
- 3 確認証の交付を受けた者は、確認証の記載事項に変更が生じたときは、その書換交付を受けることができる。
- 4 確認証の交付を受けた者は、出張美容をやめたとき、又は美容所を廃止したときは、確認証を知事に返納しなければならない。

(手数料の徴収)

- 第10条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。
- (1) 法第12条の規定による検査 1件につき16,000円
 - (2) 第3条第2項の規定による検査（同条第3項の規定により前号に掲げる検査と同時に行われるもの除外。） 1件につき13,200円
 - (3) 第9条第1項の規定による確認証の再交付、同条第2項の規定による追加交付又は同条第3項の規定による書換交付

(手数料の徴収)

- 第5条 法第12条の規定による検査については、1件につき16,000円の手数料を徴収する。

1件につき1,700円

(手数料の減免)

第11条 知事は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、前条の手数料を減額し、又は免除することができる。

(規則への委任)

第12条 略

(罰則)

第13条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条第1項又は第4項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第5条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(規則への委任)

第6条 略

別表 (第2条関係)

- | | |
|--|--|
| | <ol style="list-style-type: none">1 作業中は、専用の作業衣を着用すること。2 客1人ごとの作業前には、手指を消毒薬又はせっけんで洗浄すること。 |
|--|--|

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。ただし、次項から附則第9項までの規定は、平成21年4月1日から施行する。

(鳥取県理容師法施行条例の改正に伴う経過措置)

2 平成21年4月1日からこの条例の施行の日までの間に、反復継続して理容所以外の場所において理容の業を行うことに関し、規則で定

めるところにより行われた届出、検査及び確認、確認証の交付、再交付、追加交付及び書換交付その他の事務は、第1条の規定による改
正後の鳥取県理容師法施行条例（以下「改正後の理容条例」という。）の相当規定により行われたものとみなす。

3 前項の規定により改正後の理容条例第10条第2号に掲げる事務とみなされるものについては、同条の規定にかかわらず、手数料を徴収
しない。

4 附則第2項の規定により改正後の理容条例第10条第3号に掲げる事務とみなされるものについては、1件につき1,700円の手数料を徴
収する。

5 知事は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

(鳥取県美容師法施行条例の改正に伴う経過措置)

- 6 平成21年4月1日からこの条例の施行の日までの間に、反復継続して美容所以外の場所において美容の業を行うことに関し、規則で定めるところにより行われた届出、検査及び確認、確認証の交付、再交付、追加交付及び書換交付その他の事務は、第2条の規定による改正後の鳥取県美容師法施行条例（以下「改正後の美容条例」という。）の相当規定により行われたものとみなす。
- 7 前項の規定により改正後の美容条例第10条第2号に掲げる事務とみなされるものについては、同条の規定にかかわらず、手数料を徴収しない。
- 8 附則第6項の規定により改正後の美容条例第10条第3号に掲げる事務とみなされるものについては、1件につき1,700円の手数料を徴収する。
- 9 附則第5項の規定は、前項の手数料について準用する。